

平成 25 年 11 月 29 日  
公害等調整委員会

# 平成 24 年度公害苦情調査

## － 結果報告の要旨 －

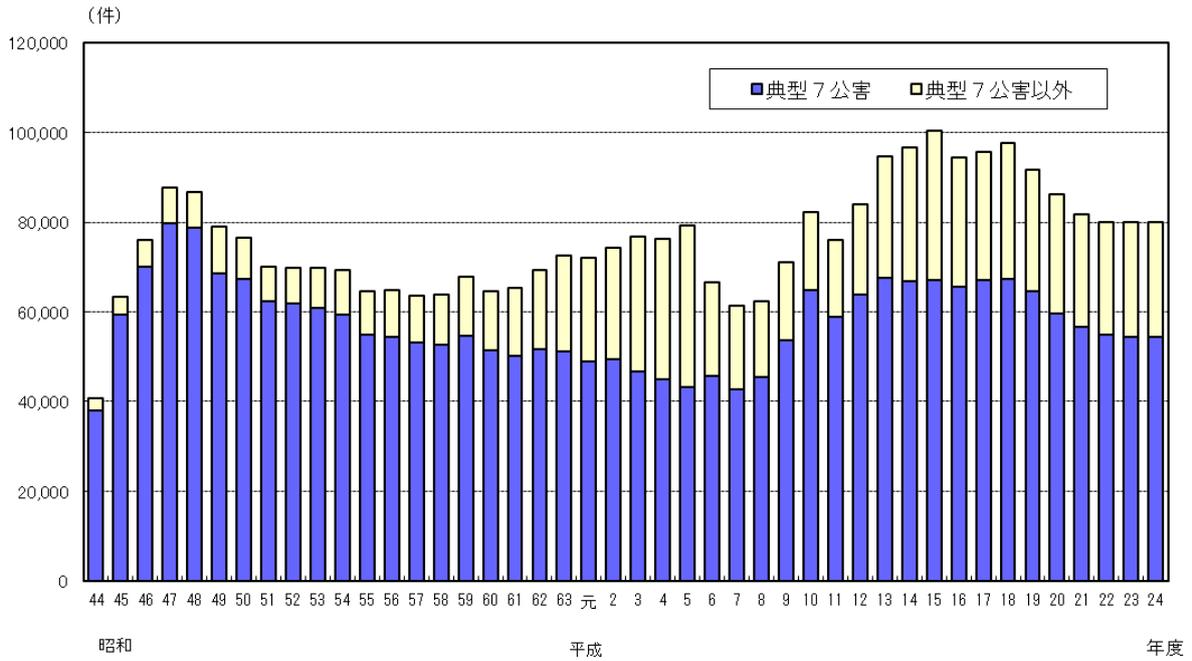
公害等調整委員会は、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口寄せられた公害苦情の受付状況、処理状況等の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資するため、毎年度、「公害苦情調査」を実施しています。

本資料は、平成 24 年度の全国の公害苦情調査の結果報告の要旨です。

# 1 全国の公害苦情受付件数

平成 24 年度の全国の公害苦情受付件数は 80,000 件  
前年度に比べ 51 件 (0.1%) の減少

図 1 公害苦情件数の推移



注 1) 平成 6 年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

注 2) 平成 22 年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない。

注 3) 平成 24 年度の苦情受付件数 80,000 件のうち、都道府県の受付件数は 4,308 件（受付件数全体の 5.4%）、市町村の受付件数は 75,692 件（同 94.6%）である。

## 2 典型7公害の苦情件数

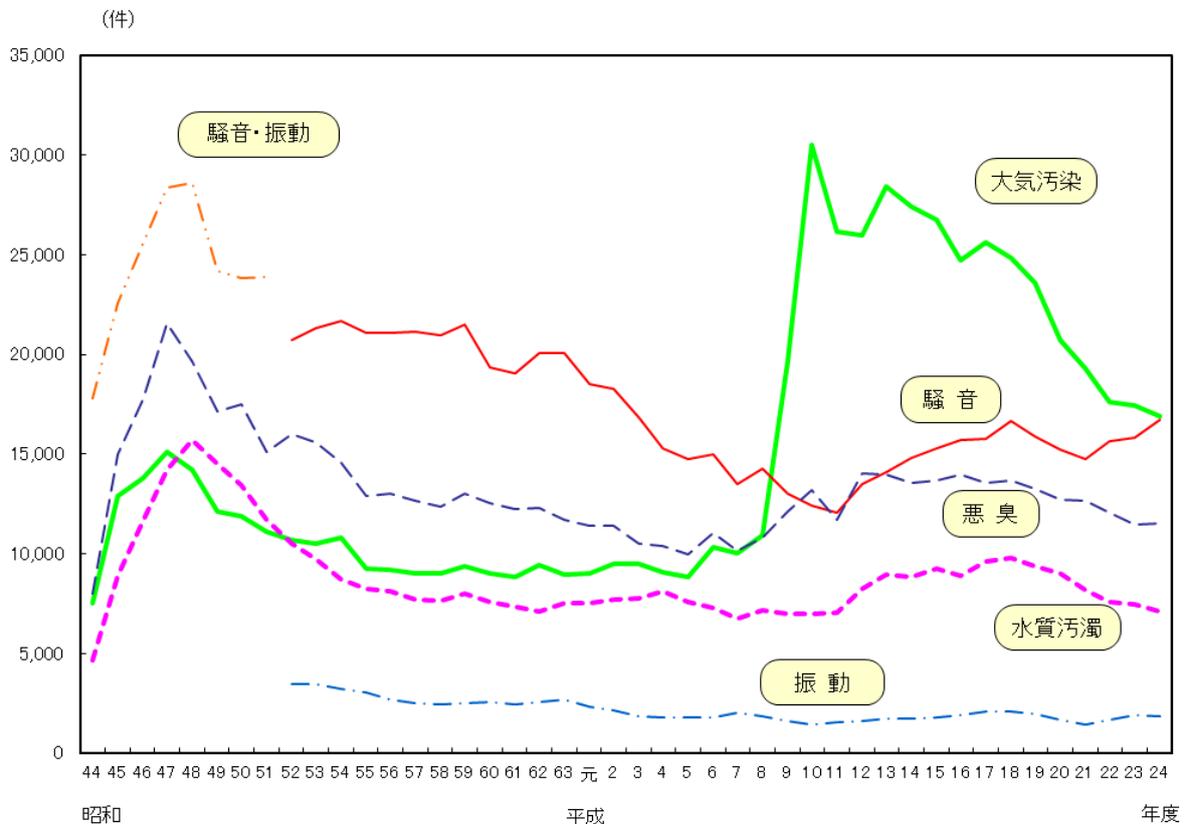
典型7公害の苦情件数は54,377件

うち「大気汚染」及び「騒音」がそれぞれ3割超

典型7公害とは、環境基本法に定める「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」及び「悪臭」をいう。

- ・ 典型7公害の苦情件数は54,377件（公害苦情件数の68.0%）、前年度に比べ76件（対前年度比0.1%）の減少
- ・ 典型7公害の苦情件数を種類別にみると、「大気汚染」が16,907件（典型7公害の苦情件数の31.1%）と最も多く、次いで、「騒音」が16,714件（同30.7%）、「悪臭」が11,519件（同21.2%）、「水質汚濁」が7,129件（同13.1%）、「振動」が1,858件（同3.4%）、「土壌汚染」が229件（同0.4%）、「地盤沈下」が21件（同0.0%）

図2 典型7公害の種類別苦情件数の推移



注1) 「土壌汚染」及び「地盤沈下」は苦情件数が少ないため、表示していない。

注2) 「騒音」と「振動」は、昭和51年度以前の調査においては、「騒音・振動」としてとらえていた。

注3) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

注4) 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない。

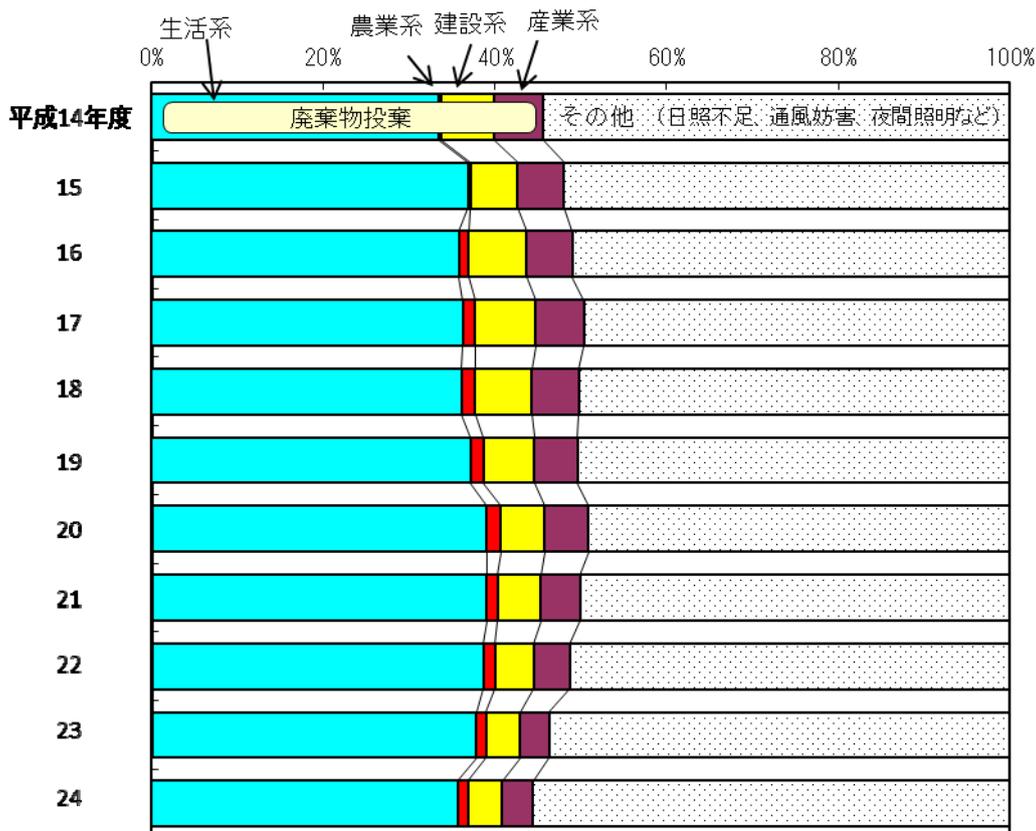
### 3 典型7公害以外の苦情件数

典型7公害以外の苦情件数は25,623件で、うち4割超は「廃棄物投棄」

典型7公害以外には、例えば廃棄物投棄、日照不足、通風妨害、夜間照明などが含まれる。

- ・ 典型7公害以外の苦情件数は25,623件（公害苦情件数の32.0%）、前年度に比べ25件（対前年度比0.1%）の増加
- ・ 典型7公害以外の苦情件数の4割超は、「廃棄物投棄」（11,385件）
- ・ 廃棄物投棄のうち「生活系」の投棄が9,154件（廃棄物投棄の80.4%）

図3 典型7公害以外の種類別苦情件数の割合の推移



注1) 「生活系」とは、主に家庭生活から発生した生ごみ、空き缶、電気製品などの一般廃棄物の投棄をいう。

注2) 「農業系」とは、主に農林漁業から発生する畜産関係の動物のふん尿等による産業廃棄物の投棄をいう。

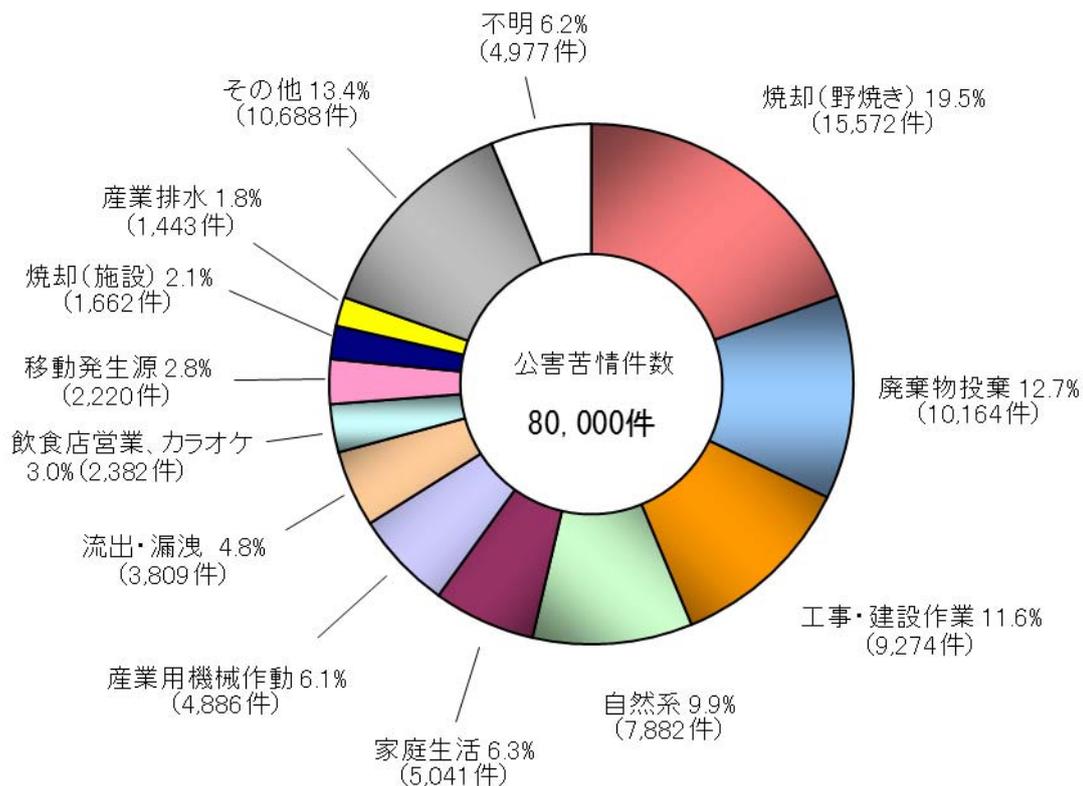
注3) 「建設系」とは、主に建設業から発生する建築廃材等による産業廃棄物の投棄をいう。

注4) 「産業系」とは、主に卸売・小売業、飲食店、宿泊業から排出されたごみ、製造・処理工程で発生した金属くず、廃油・廃酸等による産業廃棄物の投棄をいう。

#### 4 主な発生原因別公害苦情件数

主な発生原因のうち最も多いのは「焼却（野焼き）」で、全体の約2割

図4 主な発生原因別公害苦情件数の割合



## 5 主な発生源別公害苦情件数

主な発生源のうち最も多いのは「個人」、次いで「建設業」

- ・ 主な発生源別にみると、「個人」が25,670件（公害苦情件数の32.1%）と最も多く、次いで「建設業」が10,772件（同13.5%）、「製造業」が6,571件（同8.2%）、などの順

表1 主な発生源別公害苦情件数

（単位：件）

公害の主な発生源	平成23年度	平成24年度	構成比（%）	対前年度 増減数	増減率 （%）
合計	80,051	80,000	100.0	-51	-0.1
（会社・事業所）					
農業	1,851	1,853	2.3	2	0.1
林業	152	111	0.1	-41	-27.0
漁業	92	103	0.1	11	12.0
鉱業	192	198	0.2	6	3.1
建設業	10,065	10,772	13.5	707	7.0
製造業	6,900	6,571	8.2	-329	-4.8
電気・ガス・熱供給・水道業	384	267	0.3	-117	-30.5
情報通信業	63	68	0.1	5	7.9
運輸業	1,275	1,652	2.1	377	29.6
卸売・小売業	1,472	1,548	1.9	76	5.2
金融・保険業	18	20	0.0	2	11.1
不動産業	510	523	0.7	13	2.5
飲食店、宿泊業	2,535	2,431	3.0	-104	-4.1
医療、福祉	423	404	0.5	-19	-4.5
教育、学習支援業	277	279	0.3	2	0.7
複合サービス事業	423	425	0.5	2	0.5
サービス業（他に分類されないもの）	3,564	3,241	4.1	-323	-9.1
公務（他に分類されないもの）	464	502	0.6	38	8.2
分類不能の産業	1,429	1,425	1.8	-4	-0.3
（会社・事業所以外）					
個人	26,647	25,670	32.1	-977	-3.7
その他	7,346	7,093	8.9	-253	-3.4
不明	13,969	14,844	18.6	875	6.3

注1）「会社・事業所」には、個人経営の会社や商店を含む。

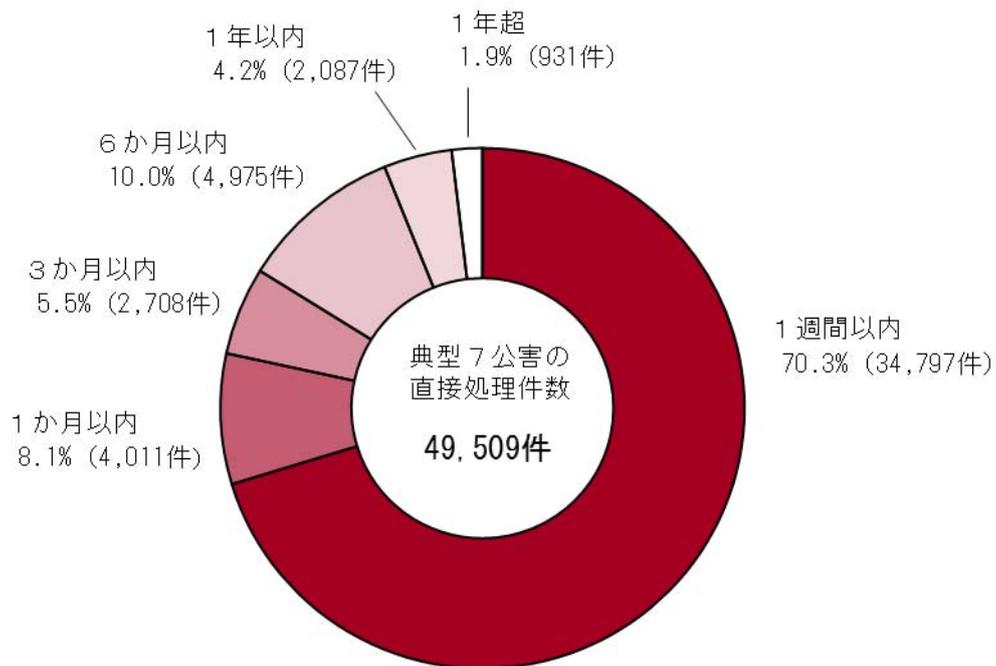
注2）「その他」とは、発生源が自然である場合など。

注3）「不明」とは、発生源が全く分からない場合など。

## 6 苦情の処理に要した期間別直接処理件数

苦情の約7割は「1週間以内」に処理

図5 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数の割合



注)「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいう。

## 暮らしの中の公害でお困りの方は・・・

～公害等調整委員会では、近隣騒音などでお困りの方からの公害紛争処理制度の利用に関するお問い合わせを、電話・Eメール等で幅広く受け付けています～

- ・ 電話の場合：公調委 公害相談ダイヤル 03-3581-9959  
【月～金曜日 10:00～18:00(祝日及び12月29日～1月3日は除く)】
- ・ Eメールの場合：kouchoi@soumu.go.jp
- ・ ファックスの場合：03-3581-9488
- ・ 申請案内等はホームページ【<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>】でもご覧になれます。

公害苦情調査結果は、公害等調整委員会ホームページでご覧いただけます

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

〈お問い合わせ先〉

公害等調整委員会事務局総務課

担 当 河合課長、酒井補佐、増田係長

電 話 (直通) 03-3581-9956

(代表) 03-3581-9601 \*代表は午後6時まで

内線 2310、2320、2319

F A X 03-3581-9488